

令和7年度第5回東彼杵町上下水道事業経営審議会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年3月16日(月) 13時30分～15時30分
- 2 場 所 総合会館1階 研修室1～2
- 3 出席者 会 長 神保 充弘
副会長 三尾 剛志
委 員 佐藤 和則 中原 健二 山田 聡 外田 志人己 福田 勝洋
楠本 信宏 氏福 達也
事務局 岡木課長 山口課長補佐 田中係長 松添係長 福田主事
- 4 欠席者 委 員 池本 洋一
- 5 傍聴人 なし
- 6 議 事 (1) 第4回議事要旨の承認について
(2) 答申書(案)について
(3) その他

(1) 第4回議事要旨の承認について

第4回審議会の議事要旨について、原案に出席者氏名の記載漏れがあったため1か所修正。そのほか委員から意見等はなく、承認された。

(2) 答申書(案)について

事務局が資料のとおり答申書(案)について説明し、以下の質疑等が行われた。

委 員：答申書(2)の3～4行目に「**20%の改定(値上げ)**が必要」と書いてあるが、この**は公文書の表現の仕方として正しいのか。

事務局：20%を強調する意図があった。ご質問のとおり公文書であるため、表記の仕方が適正かどうか併せてご審議いただきたい。

委 員：公文書として強調の意味で**を使用した事例があるのか。ないのであれば、鍵かっこや下線などで良いのではないか。

委 員：(3)の2行目に「水道契約者」という言葉が出てくるが、これは条例などで定義されている正式な名称なのか。

事務局：条例は確認するが、一般的に町と水道使用者が給水契約を結び、その契約に基づいて料金を徴収しているため、水道契約者という表現にしている。

委 員：一般的には水道契約者で良いと思うが、答申書では正式な言葉を使った方がいいと思ひ意見を述べた。

事務局：条例では水道使用者と表記されているため、指摘のとおり条例に合わせた方が適正だと事務局でも判断する。

委 員：(1)の3行目にも同じ言葉が出てくる。そことの整合性を図る必要もある。

会 長：(1)は「徴収する～」と続いているため、料金を支払う人というイメージがある

が、(3)はその周辺の人も含め、もう少し広がりをもった意味合いがあるのではないか。そのため、(1)の水道契約者についてはこのままで良いか。

事務局：条例第27条で「水道料金は水道使用者から徴収する」と表記されている。契約者を使用者と呼んでいることになる。

会長：そうであれば(1)も(3)も使用者という言葉を用いた方が、説明を求められたときに回答がしやすい。

委員：会社なども使用者という表現で良いのか。

事務局：条例上の表記がそうになっているため、合わせた方が良い。

会長：では(1)と(3)の「水道契約者」を「水道使用者」に変更するということが良いか。

委員：意義なし。

会長：では次に、1点目に指摘があった(2)の3～4行目、**について意見があればお願いしたい。

委員：強調するために、アンダーラインや太字にするという考え方もあるが、20%の改定という言葉が使われているため、その必要性はないと思う。

委員：**のマークは公文書ではあまり見ない。強調したいのであれば(2)の箇条書き部分の1番目に書けば目立つと思うが。

事務局：(2)は料金の改定率がメインであるため、本文で料金体系について触れると読みにくくなると判断し、あえて段落を分けて箇条書きにしている。

会長：**のマークを削除することに対し、意見等があればお願いしたい。

委員：意義なし。

会長：では**2箇所を削除する。そのほか質問や意見があればお願いしたい。

委員：(2)の4行目「～であると考えられます」と書いてあるが、ほかは全部「考えます」になっている。何か意図があるのか。

事務局：特に意図はない。指摘のとおり「考えます」が適正だと思う。

会長：では、統一という観点から「考えられます」を「考えます」に変更するということが良いか。

委員：意義なし。

会長：私から1点。諮問書の中に諮問事項が3項目挙げられているが、その3項目の表題が答申書と一致していない。例えば(2)は諮問書では「水道料金の改定が必要な場合の」と言う前置きがあるが、答申書は「改定率および料金体系について」となっている。この点についてご意見をいただきたい。

委員：料金体系については諮問されていない。料金体系が変わらないのであれば、これは削除して良いのではないか。

会長：(2)の表題から「および料金体系」の部分を削除するということか。

- 委員：料金体系が今と変わらないのであれば、答申書の本文中に入れる必要はないと思う。
- 事務局：表題は諮問書に合わせて良いと思うが、料金体系は改定率を算出するうえで重要なポイントであるため、あえて本文中に記載している。
- 会長：聞かれているのは改定率をどうするかであるため、表題は諮問書に合わせた方が整合性が取れる。また、委員から料金体系について本文から削除して良いのではないかという意見があり、それに対する事務局の説明があったが、補足事項として、料金体系についても付記しておくというニュアンスで捉えたとすれば、5行目の冒頭は「また」ではなく「なお」という表現が合うと思うがどうか。
- 委員：「なお」で良いのではないか。
- 委員：(2)の表題については、要するに諮問されてないということで「および料金体系」は削除し、5行目の冒頭は「なお」で良いと思う。
- 会長：この件について、ほかに意見等はないか。
- 委員：なし。
- 会長：私からもう1点。(1)の7行目「このため」から始まるパラグラフについて、「ため」が3つ続いて読みづらく、要するに何が言いたいのか理解しにくい印象を持った。事務局案をできるだけ活かす形で修正案を作成したので、ご一読いただきたい。
- 委員：会長の案では、赤字になったから料金改定が必要だという意図が薄れる印象を受ける。このあたりを強調した書き方ができれば良いと思う。
- 委員：会長と委員、どちらの意見も正しいと思う。会長の案を基に、赤字を発生させないための対応策についてももう少し言及してはどうか。
- 委員：答申書の(2)(3)は審議会からの客観的な目線で書かれているが、(1)は会長の案も含め水道事業者の主観が入っているように感じる。ここは客観的な目線で書いた方が統一性があると思う。
- 事務局：「ため」が3つ続くと読みにくいということで、冒頭の部分を「したがって」に変更してはどうか。
- 委員：事務局から修正案が出されたので、読み上げて提案する。「したがって、安心して安全な水道水を安定的に供給し続けるには、水道事業の健全化が不可欠です。将来にわたり事業を継続していくため、水道料金の改定は避けられないものと考えます」。この文章であれば、冒頭言ったように赤字が発生しているからこうしていく、と明確に書かれていて良いと思った。
- 会長：(1)の第3パラグラフを、委員及び事務局から提案された案のとおり差し替えることについて、意見等あればお願いしたい。
- 委員：なし。
- 会長：では先ほどの案のとおり差し替える。そのほか答申書案について意見等あればお

願いたい。

委員：なし。

会長：では次に、答申書の提出方法と日付について。事務局から、答申書の提出は役場庁舎内で会長から町長へ手渡しという形で提出し、答申書の日付は町長へ答申書を渡す日の日付でどうかと提案されたが、この点について意見等あれば願いたい。

委員：なし。

(3) その他

事務局が再度答申書の修正箇所を読み上げ、その後、第5回審議会の承認方法等について説明し、委員からの質疑や意見等は特になし。

○答申書修正箇所（全6か所）

- ① (1) 3行目及び(3) 2行目の「水道契約者」を「水道使用者」に改める。
- ② (1) 7～9行目を「したがって、安心して安全な水道水を安定的に供給し続けるには、水道事業の健全化が不可欠です。将来にわたり事業を継続していくため、水道料金の改定は避けられないものと考えます」に改める。
- ③ (2) 表題を「改定率について」に改める。
- ④ (2) 3～4行目の「**」を全て削除する。
- ⑤ (2) 4行目「考えられます」を「考えます」に改める。
- ⑥ (2) 5行目「また」を「なお」に改める。

以上

議事録署名

令和 8 年 4 月 23 日

審議会会長

神保 充弘

審議会委員

外田 志人己